

四日市市訓令第1号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1（第5条関係）					
共通事項					
〔1〕及び〔2〕（略）					
〔3〕 財務に関する事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
21 工事請負費、需用費のうち建物修繕料に係る発注（随意契約に限る。）					
(1) 建築、営繕工事に関するもの				<u>150万円以下</u>	<u>150万円</u> を超えるものは調達契約課の個別事項
(2) その他のもの				<u>100万円以下</u>	<u>100万円</u> を超えるものは調達契約課の個別

					事項
22 委託料、原材料費に係る発注				100万円以下	100万円を超えるものは調達契約課の個別事項
(略)					
25 物品の発注				10万円以下	10万円を超えるものは調達契約課の個別事項
(略)					

改正前					
別表第1（第5条関係）					
共通事項					
〔1〕及び〔2〕（略）					
〔3〕 財務に関する事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
21 工事請負費、需用費のうち建物修繕料に係る発注（随意契約に限る。）					
(1) 建築、営繕工事に関するもの				100万円未満	100万円以上は調達契約課の個別事項
(2) その他のもの				50万円	50万円以

				<u>円未満</u>	<u>上は調達契</u> <u>約課の個別</u> <u>事項</u>
2 2 委託料、原材料費 に係る発注				<u>5 0 万</u> <u>円未満</u>	<u>5 0 万円以</u> <u>上は調達契</u> <u>約課の個別</u> <u>事項</u>
(略)					
2 5 物品の発注				1 0 万 <u>円未満</u>	<u>1 0 万円以</u> <u>上は調達契</u> <u>約課の個別</u> <u>事項</u>
(略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 1 月 2 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市事務専決規程別表第 1 の規定は、令和 8 年度の予算に係るものから適用し、令和 7 年度の予算に係るものについては、なお従前の例による。

(総務部総務課)